

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和四年二月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年九月十七日奈良県指令郡土第六二一七号

令和四年一月十七日奈良県指令郡土第六二一七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年一月二十四日郡土第六四五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年一月二十四日郡土第二二一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市西長柄町八二番及び八三番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町五五二番地

株式会社夢工房 代表取締役 川端澄美子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市西長柄町八二番及び八三番一の各一部

下水道 天理市西長柄町八二番及び八三番一の各一部